

# 同 意 書

私が第三者の行為（交通事故等）により受けた地方公務員等共済組合法による保健給付は、地方公務員等共済組合法第50条の規定により、沖縄県市町村職員共済組合が保健給付の価額の限度において、私が加害者に対する損害賠償請求権を取得することになります。

つきましては、沖縄県市町村職員共済組合が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保健給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社へ請求をし、保険金等を受領したときは、沖縄県市町村職員共済組合は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社からその照会内容について情報提供を受けることに同意します。

年 月 日

住 所

---

氏 名

---

沖縄県市町村職員共済組合理事長 殿